

## 注意

自転車・二輪車等を利用される方へ

歩道へ  
自転車・二輪車等を  
駐輪、放置しないで  
ください。

通行や道路管理の  
さまたげ  
になります。  
国土交通省

以前から歩道上への不法占用や、自転車・二輪車の歩道への駐輪禁止等の指導を行ってきました。

歩道への駐輪は視覚障害者の方や車椅子利用者、ベビーカー利用者の通行の妨げになり障害物となります。

特に商店街に近い呉市本通1～6丁目に向け駐輪が多く目立っており、この度は本通に注意看板を設置します。

自転車は気軽な乗り物ですが、利用者一人一人がマナーを守り、面倒でも近くの駐輪場に預けるよう心がけましょう。



看板設置予定地

なお、昨年冬に本通5丁目の歩道整備工事で明るく段差がない広い歩道に生まれかわった歩道の植樹は今後の工事で行う予定です。

歩道に駐輪\*\*  
ちょっと待って!



## 多い落下物

巡回パトロールでは事故を未然に防ぐため1日に5～8件、多いときには15件ほどの落下物を撤去処理しています。

その落下物の中にはトラックやダンプの荷台から落ちたと思われる工事で出た残土や石塊、家屋の解体などで発生した木材などが多くを占めております。時には巡回パトロールの車には入りきらない鉄板や、コンパネなどの大きな落下物も落ちています。

交通量が多い国道31. 185号ですので、事故を起こさないためにも重量を守り、お出かけの際にはしっかり荷物をチェックして物を落とさないよう気を付けてください。

運転中の落下物は重大事故につながる恐れがあり、事故が起こった場合には落とし主の方の責任となります。



### 1 段ボール

風の強い日などよく飛ばされた紙類を見ますが、軽い分きちんとロープで束ねて保管してください。紙類は視界を遮ることもあり危険です。



### 2 砂・小石

バイクやスクーターにとり滑りやすくなり転倒の原因にもなります。何メートルかに続いて残土が落ちていることもあります。



### 3 角材

車が乗り上げ、タイヤがパンクするなどの原因にもなります。中には30cmをこえる大きな角材もありました。

平成16年 広島県交通安全年間スローガン

まだいける  
まだ大丈夫は もう危険